

改正

令和6年5月2日告示第174号

令和6年10月10日告示第330号

令和8年6月1日告示第217号

関市中小企業等の労働力確保のための職場環境整備費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、市内の中小企業等が女性、高齢者、障がい者及び外国人等の雇用促進及び定着化を図るために実施する職場環境の整備に要する経費の一部について関市中小企業等の労働力確保のための職場環境整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、中小企業等の労働力の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、「中小企業等」とは、法人及び個人（以下「事業主」という。）であって、資本金の額若しくは出資の総額が300,000,000円（小売業又はサービス業に属する事業を主たる事業とする事業主にあつては50,000,000円、卸売業に属する事業を主たる事業とする事業主にあつては100,000,000円）以下のもの又は常時使用する従業員の数が300人（小売業に属する事業を主たる事業とする事業主にあつては50人、卸売業又はサービス業に属する事業を主たる事業とする事業主にあつては100人）以下のものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象事業は、性別、年齢、障がい等の有無にかかわらず、従業員が働きやすい環境を整備するために実施する次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とする。

- (1) トイレ、洗面所、更衣室、休憩室、食堂、シャワー室、仮眠室又はベビールーム（託児室を含む。）の新設又は改修
- (2) 福祉機器類又は送迎用の福祉車両の購入
- (3) その他市長が適当と認めるもの

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、市内において補助事業を行う中小企業等で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内において引き続き1年以上同一の事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を除く。）を行っている者であること。
- (2) 市税、介護保険料、水道料金、下水道使用料その他市に納付すべき歳入金を滞納していないこと。
- (3) 第7条第1項の規定により申請をした日（以下「申請日」という。）において、公共職業安定所を通じて求人の申込みをしていること。
- (4) 複数年度（申請日の属する年度を含み、同年度以後の年度に限る。）にわたって従業員を採用する計画があること。
- (5) 同一の補助対象経費（次条に規定する補助対象経費をいう。）について国、県その他の団体から補助金等の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。ただし、補助対象経費に課される消費税及び地方消費税は、補助対象経費から除くものとする。

- (1) 工事請負費（撤去費用を除く。）
- (2) 備品購入費
- (3) 役務費
- (4) 使用料又は賃借料
- (5) 委託料

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1,000,000円を限度とする。

2 補助金の交付回数は、1の補助対象者につき1回を限度とする。

(補助金の交付申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、関市中小企業等の労働力確保のための職場環境整備費補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、あらかじめ市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(別記様式第2号)

(2) 収支予算書(別記様式第3号)

(3) 誓約書兼同意書(別記様式第4号)

(4) 補助事業を実施する事業所の所有者の承諾書(当該事業所の改修を行う場合であって、申請者が当該事業所の所有者でないときに限る。)

(5) 次に掲げるいずれかの書類

ア 申請日の前3月以内に発行された法人登記事項証明書

イ 税務署長へ提出した開業届出書又は、所得税の確定申告書の写し(申請者が個人である場合に限る。)

(6) 補助対象経費に係る見積書の写し

(7) 補助事業を実施する箇所の現況写真及び図面

(8) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付するかどうかを決定し、関市中小企業等の労働力確保のための職場環境整備費補助金交付(不交付)決定通知書(別記様式第5号。以下「交付決定通知書」という。)により、申請者に通知する。

3 前項の規定により、補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請の内容若しくは補助対象経費の変更(補助対象経費の総額の2割以内の変更を除く。)をしようとするとき又は補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ、関市中小企業等の労働力確保のための職場環境整備費補助金交付申請変更等承認申請書(別記様式第6号)に交付決定通知書の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、当該申請を承認するかどうかを決定し、関市中小企業等の労働力確保のための職場環境整備費補助金交付申請変更等承認(不承認)通知書(別記様式第7号)により交付決定者に通知する。

5 市長は、第2項の規定による補助金の交付決定及び前項の規定による申請内容の変更の承認について条件を付けることができる。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から起算して30日を経過する日又は前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた日が属する年度の末日のいずれか早い日までに、関市中小企業等の労働力確保のための職場環境整備費補助金実績報告書(別記様式第8号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書(別記様式第9号)

(2) 収支決算書(別記様式第10号)削除。省エネ参考。しっかり工事請負契約をする場合もあれば簡易的な工事で契約しない場合もある。見積があって、請求があれば計画のとおり遂行されたことはわかる。

(3) 補助事業を実施した箇所の現況写真

(4) 補助対象経費に係る請求書の写し

(5) 領収書等補助対象経費の支出を証する書類

(6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条に規定する書類を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、関市中小企業等の労働力確保のための職場環境整備費補助金額確定通知書(別記様式第11号)により交付決定者に通知する。

(補助金の交付請求等)

第10条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後に、補助金を交付するものとする。

2 交付決定者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、関市中小企業等の労働力確保のための職場環境整備費補助金交付請求書(別記様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は期限を定めて既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 交付決定者がこの告示の規定に違反したとき。

(2) 交付決定者が偽りその他不正の行為により補助金の交付決定を受けたことが明らかになったとき。

(3) その他市長が補助金の交付を適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるときは、関市中小企業等の労働力確保のための職場環境整備費補助金交付決定取消(返還)通知書(別記様式第13号)により交付決定者に通知する。

(財産の処分の制限)

第12条 交付決定者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数を経過するまでの間、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市長は、前項の承認を受けた交付決定者が、当該承認に係る財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた補助金の交付申請に係る事案については、同日後も、なおその効力を有する。

附 則(令和6年5月2日告示第174号)

この告示は、令和6年5月2日から施行する。

附 則(令和6年10月10日告示第330号)

この告示は、令和6年10月10日から施行する。

附 則(令和8年6月1日告示217号)

1 この告示は、令和8年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後に申請する関市中小企業等の労働力確保のための職場環境整備費補助金(以下「補助金」という。)について適用し、施行日前に申請した補助金については、なお従前の例による。

3 改正後の関市中小企業等の労働力確保のための職場環境整備費補助金交付要綱の規定(同告示第4条の規定を除く。)は、施行日以後にする補助金の交付申請、実績報告及び交付請求(以下「補助金の交付申請等」という。)について適用し、施行日前にした補助金の交付申請等については、なお従前の例による。